

目的・考え方

厚生労働省は後発医薬品の普及啓発を図ってきたが、平成24年度までに数量シェア（※1）30%以上とする目標が達成できない見通しとなったことから、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、平成30年3月末までに60%以上（※2）にすることを目標に掲げた。

※1 ジェネリック医薬品の規格単位数量 ÷ (ジェネリック医薬品のある先発医薬品 + ジェネリック医薬品の規格単位数量)

※2 その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けていることから、平成29年6月の閣議決定において、平成32年9月までに80%以上とすることとなった。

主な取組内容と都道府県における取組状況

項目	都道府県における主な取組状況
安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○安定供給に関する苦情の収集など（※国） ○ガイドライン作成、マニュアル作成支援など（※団体） ○マニュアルの作成など（※メーカー）
品質に対する信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○医療関係者向けリーフレット等配布 25件 ○医療関係者を対象とした研修・セミナー等 13件 ○工場視察の企画運営 7件
情報提供の方策	<ul style="list-style-type: none"> ○汎用後発医薬品リストの作成・配布 35件 HP掲載25件、関係団体配布18件、医療機関・薬局配布15件 ○市町村・保健所単位レベルでの協議会 8件
使用促進に係る環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会の開催 38件 ○協議会への病院関係者の参加 32件 ○協議会の検討内容・資料等の公表 6件 ○後発医薬品利用差額通知、後発医薬品希望シール等の取組の推進（※保険者）
医療保険制度上の事項	<ul style="list-style-type: none"> ○保険薬局による患者への情報提供の徹底、診療報酬上の使用促進策の検討など（※国）

※ 都道府県における取組状況は、厚生労働省「後発医薬品使用促進ロードマップ検証検討事業報告書」（平成31年3月）による。
（平成29年度時点の47都道府県の取組状況）